

15 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 役員等の費用弁償に関する規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款第10条及び第25条第2項の規定に基づき、役員、評議員、委員会等の構成員に対する費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員、評議員、委員会等の構成員が役員会、評議員会、委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費及び日当2,000円の費用弁償を支給するものとする。

第3条 役員、評議員、委員等がその職務を遂行するため市外に旅行をするときは、前条の規定にかかわらず、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。